

令和7年度桑名市認知症伴走型総合相談事業委託仕様書

1. 委託業務の概要

① 名称:令和7年度認知症伴走型総合相談事業

- ・(基本型)認知症伴走型総合相談事業
- ・(若年性認知症特化型)認知症伴走型総合相談事業
- ・(精神特化型)認知症伴走型総合相談事業

② 予定委託期間 令和7年10月1日から令和8年9月30日

2. 本事業の目的

今後、特に介護ニーズの高い85歳以上の人口増加に伴い認知症の方や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中、認知症に関する総合相談はますます増えるものと考えられる。また、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加に加え、8050問題やダブルケア等、世帯が抱える課題は複雑化、多様化しており、認知症があってもその方らしい生き方を支援するためには多職種、多機関が連携し、相談支援体制を強化する必要がある。

そこで、身近な地域において、課題を感じた早い段階から相談ができる認知症の専門相談窓口として認知症等の本人や家族に専門職が伴走的に関わる「認知症伴走型総合相談事業」を実施する。また、「認知症伴走型総合相談事業」を行う専門職は地域包括支援センター等の支援機能を強化するため、支援者に対しても伴走的に支援する。

さらに、認知症が疑われる方の中には、その他の精神疾患等との判別が難しい方や、発達に課題のある方が含まれること、加えて人数は少ないものの若年性認知症については、高齢者の認知症とは異なる課題を抱えやすいことから、それぞれに特化した専門職を配置した相談窓口も併せて設置する。

なお、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下「認知症基本法」という。)及び国の定める「認知症施策推進大綱」に基づき、桑名市では桑名市地域包括ケア計画(2024～2026年度)において、認知症総合支援事業の実施等、認知症施策の充実について計画しているところであり、同計画及び同大綱、認知症基本法と整合性を図りながら認知症等への支援を充実させていくものである。さらに、認知症基本法に基づく認知症施策推進基本計画で策定されている「新しい認知症観」などの推進について取り組むこととする。

3. 委託業務内容

① 身近な相談窓口、伴走支援

(ア)対象者

桑名市在住の認知症の方や認知症が疑われる方(以下「認知症の方」という。)、及びその家族、介護者

※認知症の診断の有無や要介護認定の有無は問わない。

※若年性認知症に関する支援も含む。

(イ)方法

- ・認知症に関する相談窓口を事業所内に設置するとともに、相談者がわかりやすい案内板等を設置する。
- ・相談は開所時間内で随時対応し、居宅等への訪問、来所、電話、FAX、メール、SNS、出張相談等の多様な方法で支援すること。開所時間外に受け付けたメール等については遅滞なく対応すること。
- ・来所による相談対応のために、相談者のプライバシーが確保されるようなスペースを設けること。

(ウ)相談・支援内容

(基本型)

- ・認知症の方や家族の相談を受け付け、実態把握を行う。
- ・相談に対し、相談者の課題、必要な支援等をアセスメントし、課題の解決、重度化防止に向けた支援を行う。具体的には、必要なサービス等の情報提供や必要に応じてサービスの調整、医療機関受診へのサポート、認知症の方や家族の心理的サポートなどの支援を行う。また、医療機関や介護保険サービス等の支援につながった後も認知症の方や家族の相談に応じ、伴走的な支援を行う。支援した内容は対象者の居住する担当圏域地域包括支援センター(以下「担当包括」という。)と情報共有し、連携を図る。
- ・虐待その他重層的な問題を抱える高齢者等、支援が必要な高齢者を把握した場合は、早期に担当包括へ報告するとともに、協力及び連携して対応、支援する。

(若年性認知症特化型)

(基本型)に加え、若年性認知症の方(その疑いがある方を含む)の自立支援に資する生活指導、雇用継続、求職活動に対する支援や、介護保険事業所、行政窓口等との連絡調整、家族介護者の働き方の支援、当事者の子供への心のケア等の若年性認知症特有の課題に対して支援を行う。

また、必要に応じて三重県が配置している若年性認知症コーディネーターと連携し相談支援を実施する。

(精神特化型)

(基本型)に加え、認知症以外の精神疾患等との判別が難しい方や、発達に課題のある等の方からの相談に対し、精神疾患等への対応、治療等に精通した職員が相談者の課題、必要な支援等をアセスメントし、課題の解決、重度化防止に向けた支援を行う。

(エ)周知啓発

- ・相談窓口について、チラシやパンフレット、ホームページ、SNS等を積極的に活用して周知啓発を行う。
- ・住民との交流活動を活用するなど、さまざまな機会を通じて身近な相談場所としての

周知を行う。

・認知症ケアパスを活用する。

② 専門職への伴走支援・連携

(ア) (基本型)

「地域包括支援センター等の支援機関」からの相談に対するアドバイスや、必要に応じて同行訪問等を行う。適切な支援に結びつけるため、関係機関との連携、引継ぎを行う。

(イ) (若年性認知症特化型)

(基本型)に加え、若年性認知症の方の自立支援に資する生活指導、若年性認知症者の雇用継続や求職活動に対する支援、介護保険事業所、行政窓口等との連絡調整、家族介護者の働き方の支援、若年性認知症の方の子供への心のケア等の若年性認知症特有の課題に対しての支援を他の専門職と連携し、伴走支援を行う。

また、若年性認知症コーディネーターと連携し、若年性認知症に関わる医療や資源等の情報収集や支援のスキルを学び、伴走支援の強化を図る。

(ウ) (精神特化型)

(基本型)に加え、認知症以外の精神疾患等との判別が難しい方や、発達に課題のある等の方に対し、精神疾患等への対応、治療等に精通した職員が相談者の課題、必要な支援等をアセスメントし、課題の解決、重度化防止に向けた支援を他の専門職と連携し、伴走支援を行う。

③ 地域づくり・ネットワーク構築

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図る取組や、認知症の方やその家族を支援する相談業務、地域において生きがいをもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を設置し、以下の(ア)～(ウ)を中心に取り組む。

(ア) 普及啓発・認知症バリアフリーの推進

(イ) ネットワークの構築・認知症対応力の向上(市民向け、専門職向けの研修など)

(ウ) 本人・家族支援

なお、詳細は、地域支援事業実施要綱(厚生労働省老健局長発)及び桑名市地域包括ケア計画(2024～2026 年度)第 5 章 認知症施策推進計画によるものとする。

④ その他

・地域支援事業実施要綱(厚生労働省老健局長発)及び桑名市地域包括ケア計画(2024～2026 年度)、桑名市地域包括支援センター事業運営方針を参考に各業務を実施する。

・地域包括支援センターと定期的な情報交換の機会を持つなど、連携を図る。また、必

要に応じ、地域ケア会議やその他各種研修会や会議に参加する。

・その他、本プロポーザルにおいて事業者が提案した事業については市と協議の上、実施するものとする。

4. 人員配置

(基本型)

・受託業務に対応する職員は、介護サービス事業所の人員配置基準の範囲内で兼務可能とし、随時1名配置することとする。なお、相談窓口に関する業務を主として担当する職員(1名)(以下、相談窓口担当者)及び認知症地域支援推進員(1名)を事業所内で配置するものとし、市へ届出ること。相談窓口担当者と認知症地域支援推進員は兼務可とする。

・相談窓口担当者及び認知症地域支援推進員に欠員が生じた場合は、速やかに職員を補充しなければならない。

・相談支援に従事する職員は認知症介護基礎研修等、認知症介護に係る対応力向上のための研修を修了もしくは受講予定であることとし、認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等の認知症介護に係る対応力向上のための研修を修了している職員が事業所内に配置されていることが望ましい。

・事業所全体で業務に取り組むこと。また、事業所への問い合わせ等に対して、担当者不在であっても、速やかに対応できる体制を整えること。

(若年性認知症特化型)

(基本型)に加え、3. 委託業務内容①身近な相談窓口・伴走支援(ウ)相談・支援内容及び②専門職への伴走支援・連携(イ)に記載の若年性認知症への支援が行える職員が事業所内に配置されていること。

(精神特化型)

(基本型)に加え、精神科認定看護師である等、精神疾患への対応、治療等に精通した職員が事業所内に配置されていること。

5. 業務対応時間

- ① 事業所の開所時間内で随時対応すること。
- ② 1日の業務時間は2時間を目安とする。

6. 留意事項

- ・相談支援及び地域との連携は、事業所所在地を中心に、市内全域を対象とする。
- ・相談を受け付けた際は、特別な場合を除き、相談を受けた事業所が支援を行うこと。

7. 計画・記録・実績報告

① 計画書(年間スケジュール)の作成

事業所所在地の地域包括支援センターや必要に応じて各地域包括支援センターと調整を図り作成することが想定される。

② 相談受付票の管理

相談を受け付けたときは「相談受付票」を作成し、必要な対応を行った上で、対応内容、対応結果等を記載するものとする。

相談受付票は、個人情報の保護に十分注意し、適切な管理を行うものとする。

③ 実績報告書の作成

相談実績及びネットワークの構築、その他の取組等については、実績報告書に記載するものとする。

④ 記録・実績報告の提出について

相談支援及びその他の実績については、2か月ごとに別に規定する様式にて提出すること。(遇数月の月末までに提出。ただし契約期間の最終月については、その月末に提出すること)

その他、市が必要と認めた場合、随時報告を求めることがある。

8. 個人情報の取り扱いについて

・認知症伴走型総合相談事業実施に当たり、あらかじめ相談者等から得た個人情報については目的の範囲内でのみ利用する旨の了解を得ること。

・委託業務の遂行に当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等及び契約書において示す個人情報取扱に関する特記事項を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意することとする。

・相談業務を行う際には相談者はもちろんのこと、相談関係者のプライバシーには十分配慮をすることとする。

9. その他

・本事業に係る委託料については、予定委託期間の1年間における委託料を想定している。支払い方法については契約時に別途協議するものとする。

・業務に伴う需用費、交通費、その他経費については受託者の負担とする。

・本業務委託の実施にあたり疑義が生じたとき及び関係法令等に記載のない事項については、発注者と受託者が協議のうえ定め、本業務を円滑に遂行することとする。